

# 災害時、地域ぐるみでの助け合い

ひなんこうどうようしえんしゃ  
～避難行動要支援者登録のご案内～



平成25年6月の災害対策基本法改正に伴い「災害時要援護者」から「避難行動要支援者」等に一部名称が変更になりました。

## 災害時には、地域での助け合いがとても大切です

地震や風水害などの大きな災害が起きた場合、行政からの支援が始まるまで約3日、外部からの支援にはそれ以上かかると言われます。このことから、災害時には、ご近所同士などの地域での助け合い（共助）がとても大切です。

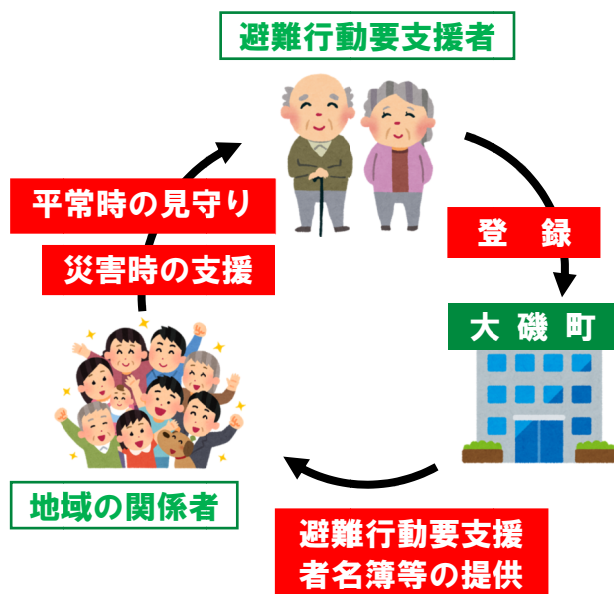
平成7年の阪神・淡路大震災では、救助を必要とする人のほとんどが家族や近隣の方によって救助されたと言われています。災害が起きた際、まず力になるのが、地域での助け合いなのです。

災害時の避難に  
不安がある…

**避難行動要支援者名簿への登録をしてください！**

災害時に一人で避難することが困難で支援が必要となる方（避難行動要支援者）は、ご自分の情報（氏名・住所や身体状況など）を町に登録してください。町は、登録された情報を避難行動要支援者名簿に登載し、地域の関係者（自治会、民生委員・児童委員など）や消防機関・警察に提供・共有し、災害時に地域での安否確認や避難誘導などの避難支援に役立てます。

登録を希望される場合は、裏面の「避難行動要支援者の登録をご希望の方は…」をご覧ください。



## - 登録の対象となる方 -

以下に該当する方で、災害時に避難誘導などの支援が必要な方が対象となります。（※施設に入所されている方は本制度の対象となりません。）

- ①身体障がいの程度が1級、2級の方、知的障がいの程度がA1、A2の方、又は精神障がいの程度が1級の方
- ②介護保険法による要介護状態区分で3以上の認定を受けている方
- ③前に掲げる者のほか災害時において支援が必要な方

## 避難行動要支援者の登録をご希望の方は…

- ① 大磯町避難行動要支援者登録同意確認書に記入します  
登録を希望される方は、町役場の窓口（福祉課または国府支所）や町ホームページなどから届出書を入手して、必要事項を記入してください。  
ご記入は、ご家族や関係者の方などでもかまいません。
- ② 登録申請をします  
記入した届出書を町役場の窓口（福祉課または国府支所）に持参（本人以外の方でも結構です）するか、郵送で提出してください。
- ③ 避難行動要支援者名簿に登録して提供します  
町では、記入された内容を避難行動要支援者名簿に登録し、避難行動要支援者本人が属する地域の自治会・町内会、民生委員・児童委員、消防機関、警察などに登録された情報を提供します。
- ④ 個別計画を作成します  
地域では、提供された情報をもとに避難行動要支援者本人を含めた関係者により災害時の避難支援について確認し、個別計画（※）を作成します。

※個別計画とは…登録された情報をもとに、避難行動要支援者一人一人に合った適切な避難支援を行うために必要な情報をまとめた情報カードです。  
自治会・町内会、民生委員児童委員や避難支援等関係者などで共有し、それをもとに地域において災害時の避難支援を行います。

地域での助け合い  
に協力したい…

**避難支援等関係者として、災害時に避難行動要支援者の方の避難支援をお願いします！**

災害時に地域で助け合いをするためには、支援を必要とする方の安否確認をしたり、避難誘導をしたりする避難支援等関係者が必要です。

日頃から挨拶をするなど、顔の見える関係づくりをしておくことで、いざという時にスムーズな対応をとることができます。

近隣にお住まいの避難行動要支援者の方に避難支援ができる方は、ぜひ自治会などの避難支援等関係者の把握にご協力ください。

※避難行動要支援者への支援は、あくまで任意の協力であり、責任を伴うものではありません。  
災害時には、避難支援等関係者の方も被災者になる可能性があります。  
そのため、ご自身やご家族等の安全を確認後、できる範囲での支援をお願いします。

### 問い合わせ先

- 大磯町役場 61-4100（代表）
- 登録手続きに関すること  
町民福祉部福祉課（内線354）
  - 全体計画に関すること  
政策総務部危機管理課（内線241）

### 郵送先

〒255-8555 中郡大磯町東小磯183



